

調書(決定)

事件の表示 平成21年(行ツ)第191号

決定日 平成23年1月25日

裁判所 最高裁判所第三小法廷

当事者等 別紙当事者目録記載のとおり

原判決の表示 東京高等裁判所平成20年(行コ)第303号(平成21年3月25日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成23年1月25日

最高裁判所第三小法廷

当事者目録

上告人 国

処分行政庁 中央労働委員会

同参加人 日本音楽家ユニオン

被上告人 財団法人新国立劇場運営財団